平成２３年（フ）第９８号
新潟県西蒲原郡弥彦村大字大戸427番地
債務者　中川　俊仁
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０３号
新潟市西区五十嵐３の町北９番８号　ハイツ往来第一１－３、前住所新潟市東区物見山３丁目１番８号　カーサベルポンテB105
債務者　山田　　優
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０５号
新潟市北区木崎899番地
債務者　田沢　政志
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９４号
愛知県犬山市大字橋爪字巾屋敷52番地１　コーポあさひ参番館101
債務者　山口　憲斗
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１２８号
兵庫県小野市万勝寺町927番地　小野東ハイツ102号
債務者　大城次郎こと　徐　　光勲
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第１３号
兵庫県加西市殿原町154番地の２
債務者　青山千惠子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第１４号
兵庫県西脇市富田町169、住民票上の住所兵庫県西脇市黒田庄町岡1080番地の19
債務者　大河内元司
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第１０号
香川県高松市高松町51番地１　市住１―203
債務者　鵜川　惠子（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第７６号
香川県高松市仏生山町甲329番地　メロディーハイツ205号室、申立時住所香川県高松市太田下町2677番地２
債務者　田中　克彦
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第９７号
香川県高松市一宮町717番地１　エルディム谷本102号室
債務者　青山　愛美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１０１号
香川県さぬき市長尾西2084番地１
債務者　松岡　月子（旧姓三好）
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第５０号
長崎県諫早市小船越町58番地１　清水アパート２号
債務者　右田　康浩
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第６５号
茨城県土浦市荒川沖235番地１　エクセル武井105
債務者　逆井　哲男
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第６６号
茨城県土浦市荒川沖235番地１　エクセル武井105
債務者　逆井　裕子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第６９号
茨城県稲敷郡阿見町中郷２丁目18番地30　パルティ阿見105号、前住所茨城県稲敷市沼田2650番地175
債務者　大友　敬二
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第７１号
茨城県石岡市月岡1162番地５
債務者　馬場　　強（旧姓奥村）
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１９３０号
愛知県あま市七宝町桂角田71、住民票上の住所名古屋市港区善進本町215番地
債務者　溝口　晃子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部